

## 再 評 価 書

事業名	一級河川木津川 広域基幹河川改修		事業区分	河川	室名	河川・砂防室
事業概要	工 期	昭和30年～平成40年	全体事業費 (下段:前回)	28,740百万円(負担率:国0.5 県0.5)		
	(下段:前回)	昭和30年～平成40年		28,740百万円(負担率:国0.5 県0.5)		
事業目的及び内容						
<p>(1)事業の目的</p> <p>一級河川木津川は、伊賀市西部の青山高原西斜面に源を発し、伊賀市を流下して木津川上流の直轄区間へと続いています。流域内の平地部では農耕地が広がり、その中に集落が点在しています。また、河川沿いを南北に走る伊賀鉄道および国道422号沿いでも集落が発達している状況です。</p> <p>事業の目的は、木津川沿川の浸水被害防止を目的に、河川の拡幅と掘削、堤防嵩上げ、堰や橋梁等の改修により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図る事です。</p> <p>(2)事業の内容</p> <p>事業の内容は次の通りです。</p> <p>河川改修全体延長 19.860km(木津川本川 11.4km、久米川 4.948km、山の川 1.067km、矢田川 2.445km)</p> <p>①築堤工 L=33,465m ②掘削工 V=3,760,000m<sup>3</sup> ③護岸工 L=54,600m ④橋梁 N=32 橋 ⑤樋門・樋管 N=2 基 ⑥堰 N=15 基 ⑦用地補償 1 式</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1. 再評価を行った理由</p> <p>前回再評価実施後、一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要領第2条第3項に基づき再評価を行いました。</p>						
<p>2. 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>①昭和30年度 事業採択、用地取得開始、工事着手 ②昭和51年度 山の川改修工事完了 ③昭和61年度 矢田川改修工事完了 ④平成10年度に事業再評価を実施 ⑤平成15年度に事業再評価を実施 ⑥平成20年度現在 事業進捗率 45% (事業費ベース) ※平成40年度に整備完了見込み</p>						
<p>3. 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <p>木津川は動植物の棲息に適した豊かな環境を有しており、本川の上流域ではオオサンショウウオが棲息しています。</p> <p>河川周辺の状況は、河川沿いを南北に走る国道や伊賀鉄道の駅周辺等を中心に集落が形成され、平地部に広がる耕作地では、主に稲作が営まれています。近年、伊賀米のブランド化により、農耕地の価値も上がってきています。</p> <p>また、事業実施箇所は、市町村合併により、平成16年11月より伊賀市となりました。</p>						

#### 4. 費用対効果分析と要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

(平成 15 年度 費用対効果分析結果 ; H12 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用)  $B/C=2,700 \text{ 億円}/299 \text{ 億円}=9.02$

※総便益 B=総便益(現在価値化)

※総費用 C=建設費(現在価値化)+維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)-残存価値(現在価値化)

(平成 20 年度 費用対効果分析結果 ; H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用)  $B/C=2,713.3 \text{ 億円}/323.8 \text{ 億円}=8.38$

※総便益 B=総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 C=建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

○B/C 低下の要因

氾濫計算手法の見直しによる。

##### 4-2 地元意向

地域住民や以下の団体等から早期改修への要望があります。

- ・ 木津川改修工事促進期成同盟会

#### 5. コスト縮減の可能性や、代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

河床掘削による発生土を有効利用する等によりコスト縮減に努めます。また、護岸の材料、工法の新技術の活用等により、コスト縮減ができるよう検討します。

その他、堰の統廃合についても、より効率的な河川改修となるよう検討します。

##### 5-2 代替案

①「ダム案」木津川上流域で川上ダムが計画されています。

②「遊水地・調節池案」ダム案と同様、直轄事業にて上野遊水地計画が進められています。

過去から、河道改修を進めてきた経緯もあり、現在進行中の計画による改修を進めることが妥当であると判断します。

#### 再 評 価 の 経 緯

##### H15 委員会意見

事業の必要性、投資効果が認められることから、事業継続を了承する。ただし、以下の項目について考慮すること。

①河川流域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。

対応状況>諸開発に対しては、都市計画法等に基づき河川管理者としての立場から意見を述べ調整を図ります。

②景観や環境への影響について、関係する市町村及び県民との議論を喚起できるような場の構築を望む。

対応状況>今後、整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等により、議論の場の構築に努めます。

③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して取り組まれない。また、草刈り等、日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。

対応状況>多自然川づくりの推進に向け取り組んでいます。上流域においては希少生物等の棲息に配慮し、有識者と調整を図ります。

また、日常の維持管理については、自治会委託等により除草作業をお願いしています。

④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

対応状況>三重県河川整備戦略により段階的目標を公表しています。また、木津川改修工事促進期成同盟会総会の場等で、地域の代表者に毎年、河川改修の状況等説明しています。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点をふまえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。